資料６

**インクルーシブ教育システムの構築に向けた**

**「研修の現状と課題把握のためのチェックリスト」**

**－解説－**

|  |
| --- |
| ※＜研修内容として押さえておきたいポイント＞の説明の中で、参考となる情報を（　　　）書きで示しました（以下の２冊の研究成果報告書です）。  研：専門研究A「インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と研修  カリキュラムの開発に関する研究」（2013）の引用ページ  体：専門研究A「インクルーシブ教育システム構築のための体制づくりに  関する研究―学校における体制づくりのガイドライン（試案）の作成―」（2016）  の引用ページ |

**Ⅰ．教員等の意識や理解に関すること**

**1　教員一人一人のインクルーシブ教育システムについての理解や意識を高める内容**

**＜解説＞**

インクルーシブ教育システムを推進するためには、一人一人の教員が、共生社会の形成やインクルーシブ教育システムの理念に至るまでの歴史的背景、障害者の権利に関する条約の批准、国内法の整備、海外の状況等について知り、インクルーシブ教育システムの理念について学び、インクルーシブ教育システムを推進することの意義を理解することが大切である。

**＜研修内容として押さえておきたいポイント＞**

1. 共生社会の形成、インクルーシブ教育システムとは（体：P13～19）
2. 障害者の権利に関する条約の批准について（体：P67～68）
3. 障害者差別解消法の制定や学校教育法施行令の改正について（体：P70～72）

**２　障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶことの意義について理解する内容**

**＜解説＞**

一人一人の教員が、インクルーシブ教育システムを推進することの意義や重要性について理解するためには、その根幹である、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ仕組みとその意義について理解することが重要である。

**＜研修内容として押さえておきたいポイント＞**

1. 共生社会の形成に関する意識（体：P39、研P99）
2. 交流及び共同学習について（体：P46）
3. 障害理解の推進について（体：P66）

**３ 合理的配慮の提供及び基礎的環境整備に関する内容**

**＜解説＞**

障害のある子供が十分な教育が受けられるために基礎的環境整備と合理的配慮の提供が必要になる。本人・保護者の意見を最大限尊重し、教育的ニーズと必要な支援について、設置者及び学校は、本人、保護者に十分情報提供するとともに、現在必要とされているものは何か、何を優先して提供するかの共通理解を図りながら進めて合意形成していくことが重要である。

**＜研修内容として押さえておきたいポイント＞**

① ○○市（△△県）教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領について（〇○市（△△県）教育委員会HP）

② 基礎的環境整備の８項目（体：P34）

③ 合理的配慮の決定について[決定のプロセス] （体：P30）

1. 学校における合理的配慮ついて[３観点11項目]（体：P31）

**Ⅱ．支援の連続性、一貫した支援に関すること**

**１　早期からの一貫した支援体制に関する内容**

**＜解説＞**

障害のある幼児児童生徒に対して、一貫した連続性のある支援を行うためには、乳幼児期から学校卒業後までの支援について理解し、現在の支援の中にこれまでの支援を継続的に活かす、途切れのない支援を実施することが大切である。

**＜研修内容として押さえておきたいポイント＞**

① 乳幼児期における支援について（体：P51）

② 早期支援の就学後の支援への活かし方について（体：P62）

③ 就学後の円滑な支援について（体：P51）

④ 学校卒業後の支援につなげるために（体：P51）

**２　就学や進学、転学に伴う学校間の引き継ぎ、支援の連続性に関する内容**

**＜解説＞**

障害のある幼児児童生徒の就学や進学、転学を円滑に行い、一貫した支援を継続的に行うためには、各学校において、前籍校や転学、進学先の学校との引き継ぎを円滑に行う必要がある。そのためには、就学にあたっての準備や多様な学びの場の連続性、個別の教育支援計画や個別の指導計画等の移行を支えるツール等についての知識を持つことが大切である。

**＜研修内容として押さえておきたいポイント＞**

① 就学にあたっての準備について（体：P55）

② 多様な学びの場の連続性について（体：P44～45）

③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画等のツールの活用について（体：P61）

**３　個別の教育支援計画の作成・活用に関する内容**

**＜解説＞**

障害のある幼児児童生徒への支援を継続的・計画的に実施するためには、各学校が個別の教育支援計画を作成し、活用することが必要である。そのためには、個別の教育支援計画の作成の意義や活用方法等について理解し、実際の支援に活かすことが大切である。

**＜研修内容として押さえておきたいポイント＞**

1. 個別の教育支援計画の作成の意義について（体：P62）
2. 個別の教育支援計画の作成とその活用について（体：P62）

**Ⅲ　校内支援体制の構築に関すること**

**１　校長のリーダーシップに関する内容**

**＜解説＞**インクルーシブ教育システムの推進に特別支援教育は不可欠なものである。校長は特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが求められている。

**＜研修内容として押さえておきたいポイント＞**

1. 共生社会について（体：P28）
2. インクルーシブ教育システム推進のため、特別支援教育に求められていることについて（体：P28）
3. 基礎的環境整備と合理的配慮についての理解と校内の状況把握の必要性について（体：P28）
4. 教員の専門性の向上に取り組むことの必要性について（体：P28）

**２　特別支援教育コーディネーターの役割と専門性に関する内容**

**＜解説＞**特別支援教育コーディネーターは、管理職とも連携・協力しながら、校内の支援体制全体を調整し、学校及び地域の特別支援教育を推進していく役割を担う。校内の相談体制を整備し、子供本人や保護者、教職員等からのさまざまなニーズに応えるとともに、校内外の組織や関係機関と連携する仕組みを築いたりするなどのマネジメントの力の育成を目指す。

**＜研修内容として押さえておきたいポイント＞**

① 校内の支援体制の整備（体：P28）

② 校内の相談体制の整備（体：P28）

③ 校内外の組織や関係機関との連携・協力（体：P28）

④ 校内研修等の推進（体：P28）

⑤ 本人や保護者への理解啓発（体：P28）

など

**３　特別支援学級担任や通級指導教室担当教員の役割と専門性に関する内容**

**＜解説＞**特別支援学級担任や通級による指導の担当教員は子供の多様な教育的ニーズに対応するため、高い専門性が求められている。その専門性は、個別の指導のみならず、通常の学級担任が指導・支援に取り組むためのアドバイス等もある。そこで、子供のニーズに応じた指導の在り方について身につけると共に、校内支援体制の中での役割等についても理解されることが期待される。

**＜研修内容として押さえておきたいポイント＞**

① 障害に関する知識（研：P77～85）

② 子供の教育的ニーズの実態把握（アセスメント）（研：P77～85）

③ 自立活動の理解と個別の指導計画の作成（研：P77～85）

④ 学級づくり・授業づくり（研：P77～85）

⑤ 保護者や通常の学級の担任との連携（研：P77～85）

など

**４　通常の学級担当教員の指導力の向上に関する内容**

**＜解説＞**通常の学級では、さまざまな教育的ニーズのある子供が学んでいる。インクルーシブ教育システムの推進においては、通常の学級でも一人一人の個別的な教育的ニーズに応じた教育を行うと共に、学級の全ての子供たちにとって学びやすい授業づくりや学級づくりが求められる。このような実践の基本となる知識や技術の習得を目指す。

**＜研修内容として押さえておきたいポイント＞**

① 学級づくり（体：P34～35）

② 授業づくり（体：P34～35）

③ 発達障害等、障害に関する一定の知識・技能（研：P72～80）

④ 連続性のある多様な学びの場についての知識・技能（体：P44～45）

**５　校内委員会等の役割に関する内容**

**＜解説＞**校内委員会の役割は、教育的ニーズのある子供に対して、これまでの対応についての情報を整理し、今後の適切な指導と必要な支援について検討することである。さらに、教職員が協力して対応できるように校内の支援体制を整えたり、学級全体への支援も含めた学級経営や生活指導の在り方、直接指導に携わる教師等への支援についても検討したりすることも求められる。

**＜研修内容として押さえておきたいポイント＞**

① 合理的配慮と基礎的環境整備の推進について（体：P27）

② 実態把握、担任の指導への支援方策の具体化について（体：P27）

③ 個別の教育支援計画・指導計画の作成について（体：P27）

④ 専門家チームなど外部資源の活用について（体：P27）

⑤ 保護者からの相談窓口、理解推進（体：P27）

⑥ 校内の調整力（体：P27）

**６　個別の指導計画の作成、活用に関する内容**

**＜解説＞**個別の指導計画は、障害のある子供について、主に教育的視点から一貫した支援を行う上で、大切な役割を果たすツールである。個別の指導計画の役割について理解し、計画の作成、評価と見直し、引き継ぎの仕方など、それを有効に活用する方法の習得を目指す。

**＜研修内容として押さえておきたいポイント＞**

① 個別の教育支援計画と個別の指導計画の役割（体：P62～63）

② 有効活用するための具体的な計画の作成の仕方（体：P62～63）

③ 計画の評価と見直し、引き継ぎの方法（体：P62～63）

④ 保護者や本人との合意形成の在り方（体：P62～63）

**Ⅳ　教育の専門性に関すること**

**1　特別支援教育に関する専門性の高い教員の育成に関する内容**

**＜解説＞**インクルーシブ教育システム推進のための教員の専門性としては、従来より大切にしてきた「集団形成」「学習指導」「生活指導」に加えて、「特別支援教育に関する知識・技能の活用」「教職員及び関係者の連携・協働」「共生社会の形成に関する意識」の３点も重要である。育成方法としては研修会はもとより、特別支援学校のセンター的機能や巡回相談の活用等、様々な場を研修の機会と捉えて必要な能力を身につけることが必要である。

**＜研修内容として押さえておきたいポイント＞**

1. 発達障害に関する一定の知識・技能の習得について（体：P39）
2. 子供たち一人一人の人格と個性及び多様性の尊重について（体：P39）
3. 校内研修の進め方について（体：P41～42）
4. OJTを活用した専門性の育成について(体：P40)

**２　他職種との連携した指導に関する内容**

**＜解説＞**多様な子供の教育的ニーズに応えていくためには、教員だけでは限界がある。特別な支援が必要な子供への支援においては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士等の様々な職種との連携も必要である。

**＜研修内容として押さえておきたいポイント＞**

1. スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、言語聴覚士（ST）、作業療法士（OT）、理学療法士（PT）等の役割について（体：P43、 体：P50）
2. 医療的ケアの必要な子供の実態について（体：P43）

**Ⅴ　本人や保護者に関すること**

**１　保護者の不安や要望に応えられる地域の相談機関等との連携に関する内容**

**＜解説＞**

保護者の不安や要望に的確に応えていくためには、校内の人材による指導・支援だけでは十分な教育効果を得られない場合もある。このような場合、各学校が地域資源を積極的に活用することによって指導・支援の充実化を図ることが重要であり、地域の相談支援体制や関係機関との連携について情報を整理しておくことが望まれる。

**＜研修内容として押さえておきたいポイント＞**

1. スクールクラスターについて（体：P50、研：P110）
2. 特別支援学校のセンター的機能について（体：P48）
3. 巡回相談や専門家チームによる支援について（体：P47）
4. 地域の関係機関との連携について（体：P43、体：P49）

**２　本人及び保護者との合意形成の進め方に関する内容**

**＜解説＞**

　合理的配慮の決定に関して、学校が本人及び保護者に対し、十分な情報提供と意見の最大限の尊重を行いつつ、合意形成を図ることが原則である。また、転学・転籍の決定に関しても、本人及び保護者の意向を最大限尊重しつつ、専門家の意見や校内委員会の開催、相談支援ファイル等の活用によって学びの場を慎重に判断することが重要である。

**＜研修内容として押さえておきたいポイント＞**

1. 合理的配慮に伴う合意形成を図る際の留意点について（体：P33）
2. 合理的配慮の評価、見直しについて（体：P32）
3. 転学・転籍に関する合意形成を図る際の留意点について（体：P56～57）
4. 相談支援ファイルやサポートファイル、個別の教育支援計画の活用について（体：P53）

など

**３　本人の自己理解及び保護者の理解に関する内容**

**＜解説＞**

合理的配慮は、障害に対してではなく、障害の状態や特性等から生じる教育的ニーズに対して提供される。その提供についての判断に際しては、本人のニーズを表明することが必要となる。本人が自分の困難さに対して必要な配慮を提供されることにより、学習や生活の状況が改善されているという実感と認識が持てることを通して、自分の特性に関する自己理解を促していくことが重要である。また、本人にかわってニーズの表明をする保護者には、本人主体の視点に立った子供理解が大切である。学校及び教員は指導や教育相談を通じて、こうした理解を促進することが求められる。

**＜研修内容として押さえておきたいポイント＞**　（研P163～　2-1子ども理解）

1. 一人一人の学び方の特性に応じた指導方法の工夫について(研：P164～165)
2. 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成と活用について(研：P165～166)
3. カウンセリングマインドの理解と発揮（研：P166）

**４　周囲の子供や保護者、地域住民に対する理解啓発の促進に関する内容**

**＜解説＞**

まわりの子供たちが、障害のある子供と適切に関わることができ、自己理解や他者理解を深めるには、まわりの子供たちに障害理解を推進する必要がある。また、子供たちの障害理解を進めるには、その保護者や地域住民への理解啓発も不可欠である。

こうした理解啓発を図る際には、全ての教員が「共生社会の形成に関する意識」を持つことが求められる。

**＜研修内容として押さえておきたいポイント＞**

1. 障害と障害児に関する広範な知識（体：P66）
2. 障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ意義（体：P66）
3. 年齢や学年など子供の発達段階に応じた適切な指導内容（体：P66）
4. 学校と教育委員会との連携した取組（体：P65）